特定非営利活動法人「地球市民交流基金 EARTHIAN」定款

第１章　総則

（名称）

第１条　この法人は、特定非営利活動法人地球市民交流基金 EARTHIAN、通称アーシアンという。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を千葉県千葉市美浜区真砂五丁目２１番１２に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）

第３条

この法人は、主に発展途上国の人々に対して交流支援事業等を行い、全ての人々が人間として尊重され、自立し、よい環境の中で平和に暮らしていける社会の実現に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

（１）　国際協力活動

（事業の種類）

第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）特定非営利活動に係る事業

①　発展途上国の人々との交流支援活動事業

②日本国内においての啓発普及活動事業

③アーシアン活動情報を発信し、フェアトレード品等の販売及び発展途上国の文化伝統を紹介する事業

④その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第３章　会員

（種別）

第６条　この法人の会員は、次の３種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

（１）正会員　この法人の目的に賛同して、入会した個人

（２）　支援会員　この法人の目的に賛同し、法人の事業を支援するため入会した個人

（３）　団体会員　この法人の目的に賛同し、法人の事業を支援するため入会した団体

（入会）

第７条　会員の入会については、特に条件を定めない。

２　会員として入会しようとするものは、理事会が別に定める入会申込書により、理事会に申し込むものとし、理事会は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

３　理事会は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（会費）

第８条　会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

第９条　会員が次の各号一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
（１）退会届の提出をしたとき。
（２）本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
（３）継続して、２年以上会費を滞納したとき。
（４）除名されたとき。
（退会）
第１０条　会員は、理事会が別に定める退会届を理事会に提出して、任意に退会することができる。
（除名）
第１１条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
（１）法令又はこの法人の定款及び規則に違反したとき。
（２）この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
（拠出金品の不返還）
第１２条　既に納入した会費及びその他の拠出金品は、返還しない。
第４章　役員
（種別及び定数）
第１３条　この法人に、次の役員を置く。
（１）　理事　　４人以上　１０人以内
（２）　監事　　１人以上　２人以内
２　理事のうち１人を代表理事とする。
（選任等）
第１４条　理事及び監事は、総会において選任する。
２　代表理事は、理事の互選とする。
３　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。
４　法第２０条各号のいずれかに該当する者は、役員になることができない。
５　監事は、この法人の理事または職員を兼ねることができない。
（職務）
第１５条　代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。
２　代表理事が欠けたときは、理事の互選とし、その職務を代行する。
３　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
４　監事は、次に掲げる職務を行う。
（１）理事の業務執行の状況を監査すること。
（２）この法人の財産の状況を監査すること。
（３）前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
（４）前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
（５）理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。
（任期等）

第１６条　役員の任期は、２年あるいは２年内の２回目の通常総会終結までの短い期日とする。ただし、再任を妨げない。

２　前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後、最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

３　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残任期間とする。

４　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）

第１７条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）

第１８条　役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

（１）心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

（２）職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（報酬等）

第１９条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。

２　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

３　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事会が別に定める。

第５章　総会

（種別）

第２０条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

（構成）

第２１条　総会は、正会員をもって構成する。

（権能）

第２２条　総会は、以下の事項について議決する。

（１）定款の変更

（２）解散

（３）合併

（４）事業計画及び収支予算

（５）事業報告及び収支決算

（６）役員の選任又は解任

（７）その他運営に関する重要事項

（開催）

第２３条　通常総会は、毎事業年度１回開催する。

２　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

（１）理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

（２）正会員総数の５分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

（３）第１５条第４項第４号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

第２４条　総会は、前条第２項第３号の場合を除き、代表理事が招集する。

２　代表理事は、前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

３　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、開催の日の少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（議長）

第２５条　総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選任する。

（定足数）

第２６条　総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第２７条　総会における議決事項は、第２４条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

２　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第２８条　各正会員の表決権は、平等なるものとする。

２　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することが出来る。

３　前項の規定により表決した正会員は、前２条、次条第１項及び第５０条の適用については、総会に出席したものとみなす。

４　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第２９条　総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（１）開催の日時及び場所

（２）正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

（３）審議事項

（４）議事の経過の概要及び議決の結果

（５）議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名しなければならない。

第６章　理事会

（構成）

第３０条　理事会は、理事をもって構成し、理事の過半数が出席しなければ開会することができない。

（権能）

第３１条　理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

（１）総会に付議すべき事項

（２）総会の議決した事項の執行に関する事項

（３）その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

第３２条　理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

（１）代表理事が必要と認めたとき。
（２）現理事総数の３分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
（３）第１５条第４項第５号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）

第３３条　理事会は、代表理事が招集する。

２　代表理事は、前条第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に理事会を招集しなければならない。

３　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、開催の日の少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（議長）

第３４条　理事会の議長は、代表理事または代表理事が指名したものがこれにあたる。

（議決）

第３５条　理事会における議決事項は、第３３条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

２　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第３６条　各理事の表決権は、平等なるものとする。

２　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電子メールをもって表決することができる。

３　前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第１項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

４　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第３７条　理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（１）開催の日時及び場所
（２）理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）
（３）審議事項
（４）議事の経過の概要及び議決の結果
（５）議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人１人以上が署名しなければならない。

第７章　資産及び会計

（資産の構成）

第３８条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

（１）設立当初の財産目録に記載された資産
（２）会費
（３）寄付金品
（４）財産から生じる収入
（５）事業に伴う収入
（６）その他の収入

（資産の区分）
第３９条　この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。
（資産の管理）
第４０条　この法人の資産は、理事会が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事会が別に定める。
（会計の原則）
第４１条　この法人の会計は、法第２７条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。
（会計の区分）
第４２条　この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。
（事業計画及び収支予算）
第４３条　この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事会が作成し、総会の議決を経なければならない。
（暫定予算）
第４４条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。
２　前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。
（予備費の設定及び使用）
第４５条　予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
２　予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。
（予算の追加及び更正）
第４６条　予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。
（事業報告及び決算）
第４７条　この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
２　決算上、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。
（事業年度）
第４８条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月31日に終わる。
（臨機の措置）
第４９条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第８章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）
第５０条　この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の４分の３以上の多数による議決を経、かつ、法第２５条第３項に規定する軽微な事項を除いて、所轄庁の認証を受けなければならない。
（解散）
第５１条　この法人は、次の各号に掲げる事由により解散する。
（１）総会の決議
（２）目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
（３）正会員の欠亡

（４）合併
（５）破産
（６）所轄庁による設立の認証の取消し
２　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の４分の３以上の承諾を得なければならない。
３　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を受けなければならない。
（清算人の選任）
第５２条　この法人が解散したときは、理事が清算人となる。
（残余財産の帰属）
第５３条　この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、理事会において選定し、総会の議決を経て、特定非営利活動法人又は社会福祉法人に譲渡するものとする。
（合併）
第５４条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を受けなければならない。

第９章　公告の方法
（公告の方法）
第５５条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第２８条の２第１項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行うとともにこの法人の主たる事務所の掲示板に掲示して行う。

第１０章　事務局
（事務局の設置等）
第５６条　この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を置く。
２　事務局には、必要な職員を置く。
３　職員は、理事会が任免する。

第１１章　雑則
第５７条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、これを定める。

附則

１　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

２　この法人の設立当初の役員は、第１４条第１項及び第２項の規定にかかわらず、次に掲げる者とする。

理　事　　藤田宏子
　　古濱久美子
　　鈴木暎子
　　高橋廣子
　　柳澤エイ子
　　岩城妃佐子
　　西村容子

監　事　　長谷川弘美
　　福山いく野

３　この法人設立当初の役員の任期は、第１６条第１項の規定にかかわらず、この法人が成立した日から２００７年５月３１日までとする。

４　この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第４３条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

５　この法人設立当初の事業年度は、第４８条の規定にかかわらず、成立の日から 2006 年 3 月 31 日までとする。

６　この法人の設立当初の会費は、次に掲げる額とする。

（１）　正会員　年額１口　6,000 円

（２）　支援会員　年額１口　6,000 円

（３）　団体会員　年額１口　10,000 円

７この法人の設立当初の正会員・支援会員は、任意団地地球市民交流基金ＥＡＲＴＨＩＡＮの会員とする。任意団体地球市民交流基金ＥＡＲＴＨＩＡＮの会員で 2005 年度分の年会費を納入している会員は、無料とする。

附則

この改定定款は、２００７年６月１日から施行する。

この改定定款は、２００９年６月１日から施行する。

この改定定款は、２０１１年６月１日から施行する。

この改定定款は、２０１３年６月７日から施行する。

この改定定款は、２０１７年６月２日から施行する。

この改定定款は、２０２６年　月　日から施行する。

役　員　名　簿

特定非営利活動法人地球市民交流基金 EARTHIAN

役名	氏　名	住　所　又　は　居　所	報酬の有無
理事	森田和子		無
理事	石田綾乃		無
理事	船越千佳子		無
理事	潮　基行		無
監事	湯浅美和子		無